

7月	
10 金	●栄養相談(要予約) 9:30~11:30 <b>健康</b>
11 土	●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 10:00~12:00 ●市民対話課 ☎43・6818
12 日	<b>当番医</b> 宮崎クリニック ☎43・4877 9:00~17:00
13 月	
14 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所
15 水	●女性問題専門相談(要予約) 13:00~16:00 ●市民対話課 ☎43・6818 ●心配ごと相談(弁護士・要予約) 13:00~17:00 ●1歳6か月児健診(H24.12生) 13:30~14:30 <b>保健</b>
16 木	
17 金	
18 土	●司法書士による法律相談 9:30~12:00 ●市民対話課 ☎43・6818
19 日	<b>当番医</b> きむクリニック ☎45・7355 9:00~17:00
20 月	<b>当番医</b> せの内科クリニック ☎56・5115 9:00~17:00
21 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●エイズ・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~ <b>健康</b> ●楽しく健康教室 13:30~15:30 <b>保健</b>
22 水	●精神障がい者相談 10:00~12:00 <b>地セ</b> ●心配ごと相談・こころの相談(要予約) 13:00~17:00 ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 <b>保</b>
23 木	●身体障がい者相談 10:00~12:00 <b>市</b>
24 金	●ベビーレッスン 13:30~15:00 <b>保健</b>
25 土	
26 日	<b>当番医</b> てんわかつかりつ医院 ☎43・7411 9:00~17:00
27 月	
28 火	●健康相談 9:00~11:00 ●行政相談 10:00~12:00 ●知的障がい者相談 10:00~12:00 ●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所
29 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 <b>保</b>
30 木	
31 金	

8月	
1 土	
2 日	<b>当番医</b> 松本クリニック ☎42・0036 9:00~17:00
3 月	
4 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●エイズ・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~ <b>健康</b>
5 水	●農地相談 10:00~11:30 ●心配ごと相談・こころの相談(要予約) 13:00~17:00 ●3歳児健診(H24.2生) 13:30~14:30 <b>保健</b>
6 木	●子育て相談(子育て学習センター) 13:30~16:00 <b>会</b>
7 金	●健康相談 9:00~11:00 <b>保</b>
8 土	●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 10:00~12:00 ●市民対話課 ☎43・6818
9 日	<b>当番医</b> きつかわ整形外科 ☎43・1811 9:00~17:00
10 月	
11 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所
12 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 <b>保</b>
13 木	
14 金	●栄養相談(要予約) 9:30~11:30 <b>健康</b>
15 土	●司法書士による法律相談 9:30~12:00 ●市民対話課 ☎43・6818
16 日	<b>当番医</b> くぼかほ医院 ☎42・2140 9:00~17:00
17 月	
18 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●エイズ・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~ <b>健康</b> ●楽しく健康教室 13:30~15:30 <b>保</b>

### 問い合わせ先

市役所(代表)	☎43・3201	市民会館	☎43・7450
総合福祉会館	☎42・1397	地域活動支援センター	☎48・1615
保健センター	☎43・9855	健康・赤穂健康福祉事務所	☎43・2321

**保育所子育て** 赤穂☎42・3368 塩屋☎42・0323 尾崎☎42・2297  
**電話相談** 御崎☎42・3338 坂越☎48・8458 有年☎49・2297  
**子育て相談** (子育て学習センター) ☎45・3290  
**青少年育成相談** 青少年育成センター(随時) ☎43・7831  
 フリーダイヤル 0120・783・115  
**消費生活センター** (市民対話課内)(随時) ☎43・7067(相談専用)  
**女性問題電話相談** 女性交流センター(火~金 13:00~16:00祝日除く) ☎43・7800  
**市民生活無料法律相談** 市民対話課 予約☎43・6818  
**心配ごと相談** 社会福祉協議会 予約☎42・1397  
 犬・ねこの引取り問い合わせ 動物愛護センター-龍野支所 ☎0791・63・5146

### 人口の動き(5月) 住民基本台帳登録者人口

世帯数	20,349戸 (+ 4)
人口	49,774人 (- 16)
男	24,049人 (- 11)
女	25,725人 (- 5)

( )内は前月比

### ◎5月中の異動

出生	24人(+ 3)	転出	84人(- 29)
死亡	34人(- 13)	その他埋	4人(+ 3)
転入	76人(- 83)	その他減	2人(+ 2)

( )内は前月比

### 交通事故発生状況

区分	5月	平成27年累計
発生件数	107 (- 28)	570 (- 9)
人身	19 (+ 1)	77 (- 3)
物損	88 (- 29)	493 (- 6)
死者	0 (± 0)	0 (- 1)
重傷	1 (- 1)	6 (± 0)
軽傷	18 (- 5)	80 (- 13)

( )内は前年比

### 火災・救急状況

区分	5月	平成27年累計
火災	4 (+ 1)	7 (- 2)
救急	127 (- 25)	800 (+ 77)

( )内は前年比

火災発生時での問い合わせ ☎43・6899 まで



# みんなで「子育て」応援します

子育て健康課 ☎43・6808  
ファミリー・サポート・センター ☎42・4011

ファミリー・サポート・センターは、子育てや働く人たちの仕事と家庭の両立を支援しています。「子育ての手伝いをして欲しい・依頼会員」と「子育てのお手伝いをしたい・提供会員」という会員間の育児援助をコーディネートする組織です。

- 援助の内容** ▷保育所や幼稚園等への子どもの送迎や保育 ▷放課後や児童クラブの終了後の送迎及び子どもを預かる ▷塾や習い事の送迎 ▷冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事の際、子どもを預かる ▷お母さんのリフレッシュのために子どもを預かるなど
- ※会員の交流や親睦のための季節行事、子育てに関する講習なども行っています。
- 会員の種類**
- ①**依頼会員(子どもを預かってほしい人)**  
おおむね0歳から小学校6年生までの同居の子どもがいる人

## ひとり親家庭の自立を支援します

母子家庭の母又は父子家庭の父が、経済的な自立のため就業に結びつきやすい資格を取得するための就業支援として、母子家庭等自立支援給付金事業を実施しています。

※受講を希望される人は、資格要件や講座の確認、資格取得への意欲や能力、生活状況など事前相談が必要です。

- 自立支援教育訓練給付金**  
介護職員初任者研修などの講座を受けて資格を取った場合に、費用の4割を支給します。
- 対象講座**▷ハローワークが指定する教育訓練講座 ▷就業に結びつく可能性の高い講座など
- 高等職業訓練促進給付金**  
養成機関において2年以上のカリキュラムを修業して資格を取る際に、高等職業訓練促進給付金を支給します。
- 対象資格**=看護師、介護福祉士、保育士など
- 給付月額**=▷市民税非課税世帯=100,000円/月 ▷それ以外の人=70,500円/月  
※ただし、支給期間の上限は2年間
- ◎子育て健康課 ☎43・6808



- ②**提供会員(子どもを預かることができる人)**  
健康で援助活動に熱意を持っている人  
※可能な時間帯で活動できます
- ③**両方会員(依頼会員と提供会員を兼ねる人)**
- 援助の報酬** 援助を受けた依頼会員は、規定の報酬実費を提供会員に支払います。  
▷月曜日~金曜日(7時~21時)=300円/30分 ▷上記時間外、土日・祝日及び軽度の病児保育=400円/30分
- 入会・登録料** 無料(補償保険加入)
- 入会手続** ファミリー・サポート・センター事務室(総合福祉会館内)で受付をします。  
☎・FAX 42・4011(月~金 9時~17時)  
E-mail: famisapo@bz01.plala.or.jp

## チャイルドシートの購入費を助成します

自動車乗車中の子どもの交通事故による被害と子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、チャイルドシートの購入費の助成を平成27年度から行っています。

- 助成金額** 購入費の1/2(限度額10,000円)
- 対象者** 申請日において1年以上市内に住所を有し、自らが養育する幼児がおり、当該幼児のためにチャイルドシートを購入した人。年齢が上がりジュニアシート等へ買い替えた場合も、助成対象となります。ただし、幼児1人につき1台限りの対象とします。
- 対象となるチャイルドシート** 国土交通省の定める安全基準に適合し、認証マークが添付されているもの。

※平成27年4月1日以降に購入したものの。(対象となる幼児の誕生日までに購入したものや、中古品・転売品は対象となりません。)

- 申請に必要なもの**▷申請者の振込先通帳・印鑑▷領収書(申請者の氏名、購入品目等が明記されている原本)※購入品目と購入価格のみが記載されているレシートでは受付できません。▷品質保証書(申請者の氏名、製造元、品名、購入店等が確認できるもの)
- 申請期間** 購入の日から1年以内の申請に限ります。
- ◎子育て健康課 ☎43・6808

~子どもの成長に応じた、適切なタイプのチャイルドシートを使用しましょう~